

**すべての児童が充実した
学校生活を送るために
～学級運営の改善に向けて～**



平成 27 年 3 月
神奈川県教育委員会教育局
支援部子ども教育支援課

はじめに

神奈川県教育委員会では、県内の公立小学校を対象に「正常な学習活動ができなくなった学級の状況」について毎年調査を行っています。この調査では「正常な学習活動ができなくなった学級」を「学級全体が、一定期間以上、集団としての授業規律を失い、正常な学習活動ができなくなったもの」と定義しています。神奈川県の公立小学校では、近年、全学級数の約1%に「正常な学習活動ができなくなった学級」が見られています。

「正常な学習活動ができなくなった学級」では、集団としてのモラルが失われ、児童が安心して気持ちを表現できなくなり表情が失われます。そういった状況は、児童にも、学級担任にも、保護者にも、すべての人にとって負の体験となります。そして、児童が、大人や学校、モラルそのものに対して不信感を抱くことにもつながります。このような状況は絶対に防がなければなりません。

そこで、神奈川県では、学級運営改善のための資料として、平成23年3月に未然防止のためのリーフレットを作成し、各小学校に配付して学校全体での取組が図られるよう研修等で活用するなど、働きかけてきたところです。

本冊子は、これまでの学校訪問や、市町村教育委員会の指導主事からの聞き取りにより得られた学級運営改善のための取組をもとに、具体的な対応についてまとめています。

本冊子を、各学校における問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応のために、また学級運営の改善のために御活用いただきたいと考えています。

神奈川県教育委員会教育局
支援部子ども教育支援課長
遠藤 仁一

も く じ

はじめに

I 「正常な学習活動ができなくなった学級」 の状況について	1
II 学級運営の改善に向けて	
1 学校全体ですぐに取り組むこと	4
2 学年としてすぐに取り組むこと	5
3 授業改善の取組	7
4 児童理解の取組	9
① 校内のチームによる取組の具体例	10
② 関係機関との連携による取組の具体例	11
III 未然防止に向けて	13
IV 資料編 参考 URL	17

本冊子の活用について

早期発見・
早期対応に
向けて

・「正常な学習活動ができなくなった学級」の学級運営改善の取組に活用してください。「正常な学習活動ができなくなった学級」については学年・学校の課題として捉え、チームで改善に向けた取組をする必要があります。

未然防止に
向けて

・校内研修等において、本資料を参考に学級運営についての研修を実施したり、本資料を参考に学校全体や学年等でそれぞれの学級風土を見直すなど、「正常な学習活動ができなくなった学級」の未然防止を図るために活用してください。

他の取組と
併せて

・本資料に併せて「学級集団アセスメント調査」を活用するなど、各小学校での工夫により児童理解や学級集団の状況把握に努めてください。

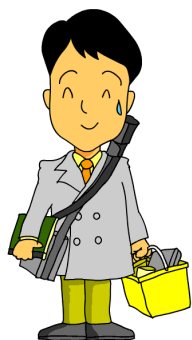
I 「正常な学習活動ができなくなった学級」の状況について

困っていませんか？

クラスが落ち着かないけれど、自分の責任だから何とかがんばらないと。

ルールを守れない子がいるけれど、指導の仕方がわからない。
誰に相談すればいいんだろう？

ケース会議で話し合ったけれど、結局担任がやらなければいけないことが増えただけだった。



隣のクラスの状況が気になるけれど、担任のプライドを傷つけてもいけないし、声がかげづらい。

「チーム」って言うけれど、具体的にはどうしたらいいの？

学年会で話し合いたいけれど、皆忙しいし、連絡調整くらいしかできない。何とかしたいな。



今まではうまくいっていたのに、何で今年はやらないだろう。

学年には経験の少ない先生ばかりで、自分のクラスに支援の必要な子が集まっているし、校務分掌も多いし、相談できる相手もいない。

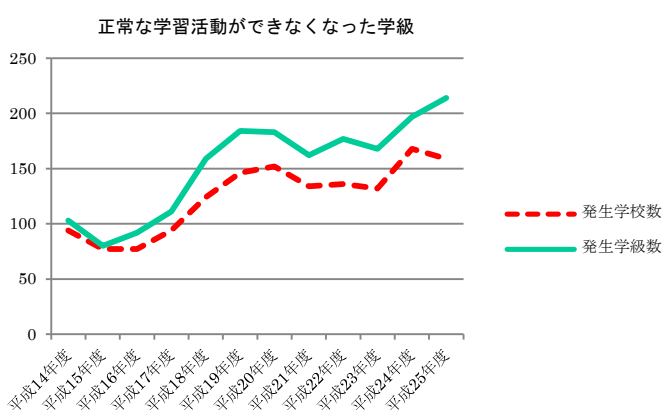
小学校では、学級担任がほぼ全ての教科等の授業を行うので、学級の状況が外から見えにくいという特性があります。また、学級が落ち着かない状況が見られても、学級担任が気付いていない場合や、学級担任が責任を感じ一人で対応しようとして自分から周囲に協力を求めない場合があります。周りの教員が気付いていても声をかけにくい状況では、事態はさらに悪化してしまいます。

1 定義

神奈川県児童・生徒の問題行動等調査では「正常な学習活動ができなくなった学級」とは、小学校において、学級全体が一定期間以上、集団として授業規律を失い、正常な学習活動ができない状況にあったものと定義しています。具体的には、次表の各項目が、「Ⅱ期」もしくは「Ⅲ期」にすべて該当する状態が1ヶ月以上継続した場合です。

「正常な学習活動ができなくなった学級」の状況について 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査より

	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期
学級担任等の指示に従わない児童数	ごく少数	1/3程度	ほとんど
他の児童の様子	当該児童を注意する児童が見られる。	当該児童を注意する児童はほとんどなく、迎合する児童が見られる。	学級の大半が問題を起こすことに迎合し、他の児童も黙認する。
学級担任の意識	「学級がざわついている」「学級にまとまりがない」などと思える場合が見られる。	「学級全体がばらばら」「授業に参加している児童がほんの一部」などと思える場合がよく見られる。	授業以外の場面でも手に負えないと思われる場合がよくある。
学級担任以外の教員の意識	学級担任から知らされない限り、問題を認識できない。	当該学級を指導している学年担当など、学級担任以外でも問題が認識できる。	誰もが一見して、問題があると認識できる。
学級担任の対応	学級担任の大きな声でやっとおさまる。	学級担任が注意しても、容易におさまらず、その間に別の児童が問題行動を起こす。	学級担任の注意を全く聞かず、担任も改善の方策が見出せない。



「正常な学習活動ができなくなった学級」の近年の状況については、平成21年度の調査結果では、発生学級数が162学級、全学級数の1.1%であったものが、平成25年度には214学級、1.5%と増加傾向にあります。そのうち5、6学年で54.7%を占めていますが、1学年から6学年までどの学年でも起きています。

平成25年度神奈川県問題行動等調査の結果より

ポイント

どの「学校」にも、どの「学年」にも、どの「学級」にも、可能性はある。

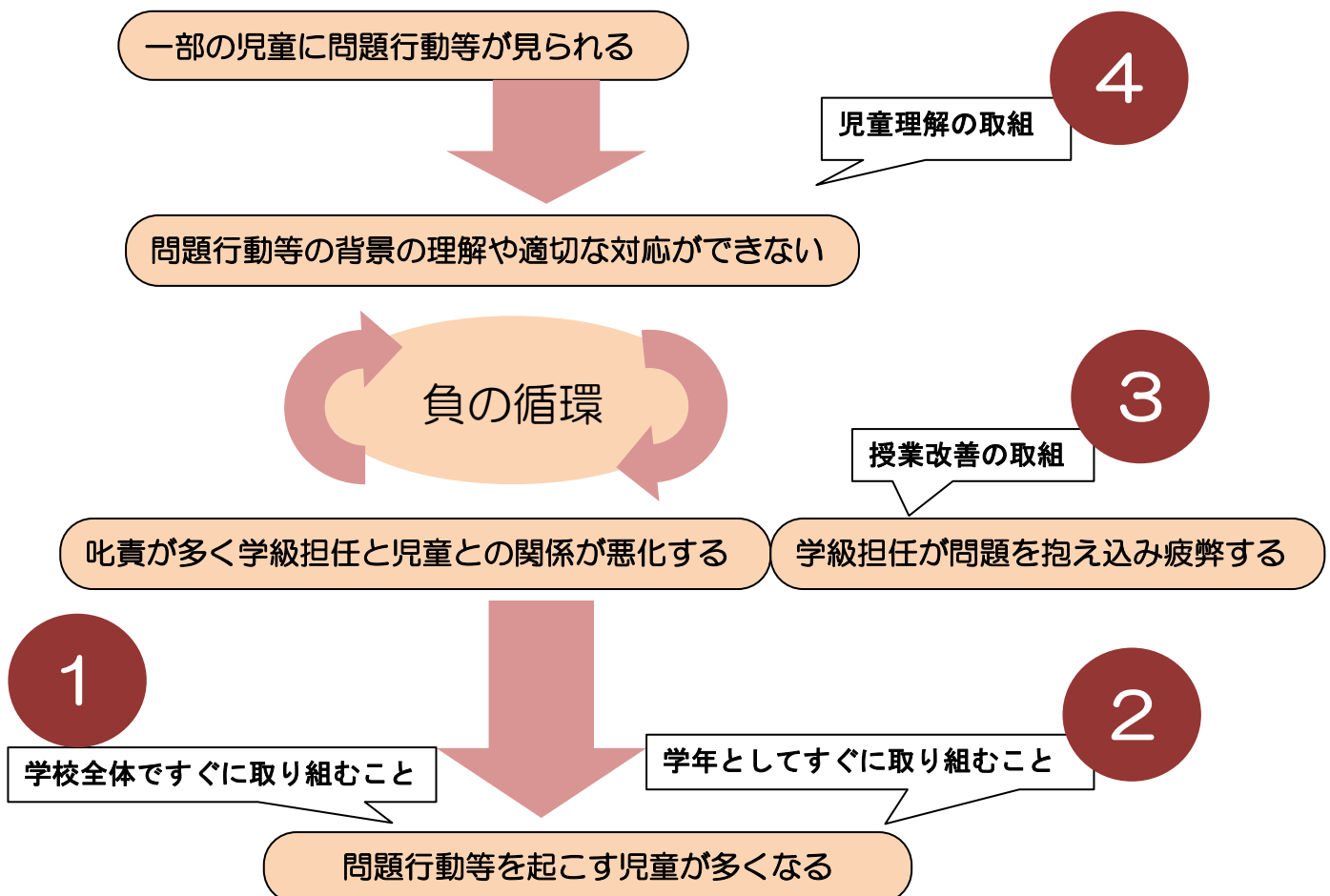
表は一つの例ですが、「Ⅰ期（初期の段階）」「Ⅱ期（正常な学習活動ができない段階）」「Ⅲ期（担任が改善の方策を見出せない段階）」と学級の荒れが進んでいきます。早い段階で適切な手立てをとる必要があります。

2 主な状況と対応

「正常な学習活動ができなくなった学級」には、複雑に絡み合った要因があり、それらが複合して問題状況を生み出しています。近年の状況には次のような特徴があります。

- 一部の児童に問題行動等が見られるが、その問題行動等の背景や要因への理解や、児童の状況や特性に応じた適切な対応ができていない。
- 特定の学年しか担任しない、「望ましい学級の姿はこういう学級」といった思い込みによる学級経営、目の前の状況に柔軟に対応することができていない。
- 学級が孤立しており、学年としての取組が行われていない。また、教職員が互いに支え合い、成長し、高め合っていくといった同僚性が欠如するなど、チームで取り組む体制ができていない。
- 学年を構成する教員の中に、経験年数の少ない教員が多くなり、中核となる教員に校務分掌等が集中し、中核となる教員が悩みを相談できる相手がいない。

また、「正常な学習活動ができなくなった学級」には次のような状況が段階的に見られます。段階に応じた適切な手立てが必要です。



Ⅱ 学級運営の改善に向けて

1 学校全体ですぐに取り組むこと

ポイント

学校の問題として、状況を把握し指導方針を決定して、役割分担を行い対応する

学級の荒れが進んでしまったときに、特定の児童を攻撃する状況や、担任を攻撃する状況が見られる場合があります。

なんらかのきっかけで、児童に担任への不信が広がってしまうと、「誰も自分たちを守ってくれないのではないか」という不安から、学級内に児童同士の支配関係ができてしまう場合や、児童が本心を言えなくなってしまう集団の圧力がみられる場合があります。

そうした状況が起きていたら、すぐに管理職等が関わり指導方針を決め、学年の教員や学級に関わっている専科教員や養護教諭等が、状況の把握と事実の確認を行い、役割分担をして対応します。

対応

- 攻撃を受けた本人の安全確保、心のケアと継続的な見守り
- その行為は人権侵害であるという毅然とした指導
- 攻撃した本人が抱える思い、問題行動の背景や要因を探る
- 保護者へのていねいな連絡により、家庭と学校の指導の連携を図る

※「学校のいじめ初期対応のポイント」平成 25 年 3 月いじめ対策サポート会議・神奈川県教育委員会作成資料
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470374/p657386.html> が参考になります。

<児童が社会生活上のルールを守るための取組を>

学級担任は日ごろからあらゆる場面を通して、児童に社会生活上のルールを守ることの大切さや、相手の立場に立って考えることの大切さ、社会は自分たちで作るものであるということを教える必要があります。

そして、実際に良い行動ができた場面では、児童が努力したことを褒め、そのことに価値があることを、体験を通して学ぶように働きかけます。

これらの取組が、児童が社会生活上のルールを守る意識を育むことにつながります。

2

学年としてすぐに取り組むこと

ポイント

学級内の人間関係の立て直しのために、児童にも担任にも気持ちの切り替えをする機会を作り、学級の負の循環を止める

「正常な学習活動ができなくなった学級」は、叱責が多く学級担任と児童との関係が悪化する、児童同士の関係が悪化する、学校生活全体への不満がつる、学級担任が問題を抱え込み疲弊する等、学級全体が負の循環に陥っている状況にあります。

そこで、学年職員を中心に、学級内の人間関係の立て直しのために、児童や担任に気持ちの切り替えをする機会を作ることが有効です。

■ 学年経営の視点を持つ

教員が学年集団という意識を持ち、持ち味を生かした役割分担をします。

また、授業交換や授業研究、学年での行事の設定など、学年での取組を意識的に増やします。その際には、学校生活のルールを学年で統一し、児童の規範意識を育てるために学級を越えた一貫性のある指導をします。

■ 新たな関係作り

児童や担任の持ち味を生かす活動を工夫したり、他の学級と交流する活動を設定したりし、「前向きに楽しく学校生活を送ろう」とする気持ちが持てるよう働きかけます。

また、異学年の児童や幼児との交流により「お兄さん、お姉さん」としての自覚や、大人や同学年の児童との関係の中では見えなかった姿が見えてくることがあります。

■ 学級担任と児童の関係を改善する

担任以外の教員が児童の気持ちを受け止めつつ、現状に目を向けさせ、担任の思いを伝え、担任と児童の関係の改善に努めることが大切です。

■ 保護者とともに取り組む

学校の状況を変えるためには、保護者とともに取り組むことが大切です。

そこで、学校は保護者に学級の状況や担任の思い、改善に向けた取組等を示します。

また、保護者の思いにも耳を傾け、それぞれの立場でともに学級の状況が改善するよう取り組んでいくことを確認します。そして、学級全員の保護者に対し、「①児童の気持ちを受け止めること」「②できるだけ学校に足を運び、子どもたちの良いところに目を向け、声をかけること」について協力を求めます。

＜学年の取組の具体例＞

**授業交換等をして、担任と児童
の関係の立て直しの機会を作る**

気持ちの切り替え

担任、児童各々に気持ちの切り替えをする機会を作ります。

例えば…

担任以外の教員が教科担当として授業の主担当を行います。ここで学年で統一した学習のルール等を徹底します。

また、担任以外の教員が子どもの気持ちを受け止めつつ、担任の思いを伝えて、担任と児童の関係改善に努めることが大切です。

**他学級の児童との交流により、児童
同士の関係の立て直しの機会を作る**

新しい気付き

児童同士も気持ちの切り替えをし、自分を客観的に見る機会を作ります。

例えば…

学年の各学級で小グループを作り、給食や朝の会を交流するなど、児童同士の関係にも、気持ちの切り替えをする機会を作ります。

また、児童が他の学級とふれあうことで自分の学級の状況を客観的に見て、自分の行動に気付き、行動を正す機会となるよう働きかけます。



**学年で児童が主体的に活動する
場面をつくり、新しい関係を作る**

つながる

学年で楽しめる活動を通して児童同士がつながります。

例えば…

子どもたちを運営委員として、学年でスポーツ集会や音楽会などを開催します。学級を越えてチームを作り練習する期間を設け、活動を通して児童に新しい関係を作ります。保護者にも参加を依頼し、一緒に楽しめる活動とします。ルールを守り、前向きに学校生活を送る態度を育てます。

**児童や担任の持ち味を出せる場
面を設定し認め合える関係を作る**

認め合う

児童、担任がお互いを認め合い自信を回復します。

例えば…

学年集会などで児童や担任が得意なことを披露したり、劇で役を演じたりする場面を作ることによって、お互いに新たな一面に気付くことができます。

また、異学年との交流も有効です。児童の良い行動を認め、自己肯定感と規範意識を高めるように働きかけます。

3 授業改善の取組

ポイント

学級の状況を受け止め、学年を中心にお互いに授業を見合い、児童の実態に合った指導法を見直す

担任として「学級はこうあるべき」という固定観念にとらわれず、現在の学級の状況を受け止めます。学年を中心にお互いに授業を見合い、それぞれの視点から児童の様子や必要な支援について検討し、児童の実態に合った指導法を見直します。

授業改善のポイントとして、次のことが考えられます。

注目するところを変える

- できている児童やきちんとした行為を具体的に褒めます。「なぜそうするのがいいのかわかるのか」をていねいに指導します。
- 最初は効果がなくても、継続することでふさわしい行動が増えてきます。

児童一人ひとりにていねいに関わる

- 集団での指導が困難な状況では、児童との個別的な関わりを大切にします。
- 個別に児童の言葉に耳を傾け、児童が「自己存在感」を得られるように関わります。

教職員や保護者に話し協力を求める

- 自分だけで何とかしようと思わず、気になっていることは積極的に周囲に伝えます。
- 保護者にも現状と指導方針を説明し、具体的にしてほしいことを伝え協力を求めます。

個別に取り組む学習を取り入れる

- 今までの自分の指導法を見直し、児童の実態に合わせた指導方法を加えます。
- 学習課題を、ある程度個別に児童が選べるように設定し、児童が「自己決定」し「自己実現」できた喜びを味わい、適切な行動のよさを体験できるようにします。



<授業改善の取組の具体例>

学級の状況

4月から児童の人間関係がぎくしゃくしており、授業に集中できる状態ではなかった。学級内には学級ぐるみの仲間はずしといった「いじめ」があり、学級での話し合いも成り立たず、学級担任の指示も通らなかった。

学級担任は、自分の学級の現状を日常的に職員室で語り、管理職にも助けを求めた。学年の教員をはじめ、養護教諭や SC、SSW が関わり、校長、教頭、教務等多くの教職員が学級を支援した。保護者会でも学級の現状を語り、保護者の話し合いも行われた。その結果、5月から保護者が毎日交代で参観に来るようになったが、仲間はずしや言葉によるいじめは収まらず、学級担任も教室に行くのが苦しくなっていた。

授業改善の具体的取組

集団での指導は難しいと考えた学級担任は、児童一人ひとりと語り合う時間をできるだけとった。そんな中で、ある児童に「先生は怒ってばかりだ」と言われ、「自分はこの子たちの悪い面ばかり見て怒っていただけで、良くなる方法を考えていなかった」と思に至った。自分がそんな様子では、学級の児童も辛かっただろう。

授業では、学級担任が得意としていた方法を変えた。たとえば国語では、読み物の第1次感想から読みの課題をみんなで作り上げ、読みを深めていくような単元計画である。このような、児童の発言から学びの場を作っていくような授業では、「素直な発言ができず、他人の発言を聞けない」といった現在の学級の悪いところが浮き彫りになるだけだということに気付いた。

そこで、この学級の児童の得意なところ、現状で取り組める活動を探した。

やがて、この学級の児童は、漢字に関心がある児童が多いことがわかったので、漢字から興味づけされていくような授業を工夫した。

また、書くことや個別に取り組む課題は落ち着いて学習できることがわかったので、書写の授業に、作品を書いて、自分で批評して、修正点や改善点を見つけて、また作品を書くといった学習を取り入れ、少しでも上達した部分を見つけ褒めた。

9月、この学級の廊下に貼られた書写の作品に目を付けた異学年の教員が、学級の児童全員を連れてこのクラスの授業を参観した。下級生に授業を見られ、下級生から感心される中で、この学級の児童が言い始めた。「オレたち変わったかも。」

その1か月後。地区の陸上競技大会の学級対抗リレーで、学級の全員がどの子にも懸命に声援を送っていた。

その後の学級の様子

3月。学級活動の時間で1年間を振り返った。黒板には写真が掲示されている。

学級担任は、4月からの1年間を時間を追って児童と共に思い出し、なぜ自分たちが変わったのか、変わることができたのかを問いかけた。

T「なんでみんなはこんな風に変われたんだろ。」

C「先生がねえ。1年間がんばってたから。」

T「先生じゃないよ。違う。だって、変えたのは誰？」

C「・・・先生。」

T「じゃあ、自分の行動を決めるのは誰？」

C「おれ。」

T「そう、自分でしょ。先生決めてないもん。」

「自分で決められる。自分で変えられる。自分はそれができる。それを、これからも忘れないでほしい。」と学級担任は語った。全ての学校生活の中で、さまざまな体験を通して、子どもたちの主体性や社会性を教え育てる。全ては教育の一環である。

4 児童理解の取組

ポイント

問題を抱える児童の状況を把握し、問題行動等の要因を探り、関係機関と連携しながらチームで対応する

児童の抱える問題の把握

子どもたちの問題行動等を、現れている行動だけを捉えて表面的な指導をするのではなく、行動の背景に隠された要因を探る視点が必要です。

チームによる情報の収集・整理

チームのメンバーを決め、教育相談コーディネーター（以下、教育 Co.という。）等、チームのリーダーを決め、リーダーが中心となって、情報を集め、シートに記録するなど整理します。情報を整理した中から考えられる問題の要因を探ります。

■ 専門職に見立て等を依頼する

スクールカウンセラー（以下、SC という。）は心理の専門家として「児童本人の心の問題」に注目した支援を行います。また、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW という。）は社会福祉の専門家として「児童を取り巻く環境」に注目して問題の解決を図ります。児童の状況に応じて、見立て等を依頼し、助言を受けることが有効です。

校内ケース会議を開く

教育 Co.等、チームのリーダーが中心となり、ケース会議を開きます。ケース会議では、指導の目標（「長期目標」と「短期目標」）、具体的な手立て、役割分担や期限を検討し、指導方針を立てます。

■ 「長期目標」と「短期目標」の設定

「長期目標」は学期や学年の終わりなど、ある程度長い期間を見通して期限を決めて立てた指導の目標です。「短期目標」は「長期目標」の実現に向けて、2週間、1カ月、次の行事までなど、短期間の期限を決めて、そこまでの間で実現可能な具体的目標です。

■ 保護者に説明し協力を求める

保護者に指導方針を示し、家庭では児童の気持ちを受け止めつつ、まずは「短期目標」の実現に向けた協力を依頼します。

※はじめようケース会議 Q&A 神奈川県立総合教育センター 平成 21 年 3 月 http://www.educ-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case_m.pdf が参考になります。

① 校内のチームによる取組の具体例

ポイント

期限を決め、目標を設定し、具体的な手立てと役割分担のもとで行う

児童の状況 小学校 〇年生 男子

- ・ 授業中の立ち歩きが多い。
- ・ 座っていても教科とは関係のない落書きや手遊びをしている。
- ・ 指示や状況の理解が難しい。担任に何度も同じことを聞き直して確認する。
- ・ ゲームや給食の配膳など、ルールがわかっているにもかかわらず、場面によっては衝動的に行動してしまい、結果としてルールが守れず他の児童とトラブルになることが多い。
- ・ 母親は、子どものトラブルへの対応に精神的負担を感じている。

児童の抱える問題の把握

- ・ 指示や状況の理解が難しい。ルールが守れずトラブルが多い。

チームによる情報の収集・整理

- ① チームづくり：教育 Co.、担任、学年担当、前担任、養護教諭、SC、SSW、管理職
- ② 情報整理：教育 Co.が情報整理メモに集約した情報を記述した。
- ③ アセスメント：発達の課題が背景にあることが推測された。

※アセスメント：情報を整理した中から考えられる問題の要因を探る。

校内ケース会議を開く

◆長期目標（学年の終わりまでに）

本人が落ち着いて学校生活を過ごすことができる。

◆短期目標（1ヵ月後までに）

保護者と学校の共通した適切な指導・支援により、見通しを持って行動できるようになる。

◆期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任が	本人に	次回ケース会議までに	本人が落ち着いていられる場面を探り、できていることに注目する
学年担当が	本人や学級に	時間を調整して	授業の様子を観察して、学年として支援できることを探る
SCが	本人に	次回の勤務時に	授業の様子を観察して、適切な支援方法を検討する
養護教諭が	本人に	すぐに	気持ちや困っていることを聞き取る
管理職と担任が	保護者に	適時に	本人の状況と指導方針を説明する

②関係機関との連携による取組の具体例

学校だけでは解決が難しい課題については、関係機関との連携により支援を行います。課題に応じた関係機関との連携について、校内で協議し、学校として連絡し相談します。

■ SSW の活用

関係機関との連携において、社会福祉の専門家である SSW から助言を受けることが有効です。SSW への相談については、各学校の校長を通して当該の教育委員会に依頼します。



■ 関係機関への連絡

学校の窓口として関係機関に連絡する人は、電話等でケースの概要と学校の指導方針、関係機関に相談したい内容を簡潔に伝えます。

■ 保護者の了解を得る

学校又は関係機関は、保護者に対して、関係機関と学校が相談内容や検査結果などを共有し、連携してよいか必ず確認します。

その際には、学校と関係機関との連携により、学校の指導に対して専門的な見地からの助言を受けられることや、学校で適切な支援を継続することができるなど、その有効性を保護者に説明することが重要です。

学校が保護者に関係機関を紹介するときは、あらかじめ情報共有することの了解を得ておくこと円滑に連携することができます。

■ 関係機関を交えてのケース会議

校内ケース会議で検討した内容と、ケースの進捗状況などを、関係機関とともに確認し、関係機関との連携・協働の方針を検討するための会議です。

関係機関や学校ができることを明確にし、関係機関との役割分担を行います。

関係機関を交えてのケース会議（P. 10 のケースについて）

- ① 校内で協議し、教育 Co.が総合教育センター（以下、総教 C という。）に本人への適切な指導及び保護者への対応についての指導・助言を依頼することとした。
- ② 総教 C 担当者が来校し、本人の行動観察を行った。その後、ケース会議に参加し、本人の発達特性や落ち着いて学習するための環境づくり等について指導・助言を行った。
- ③ 保護者と本人に総教 C の来所相談を紹介することとした。

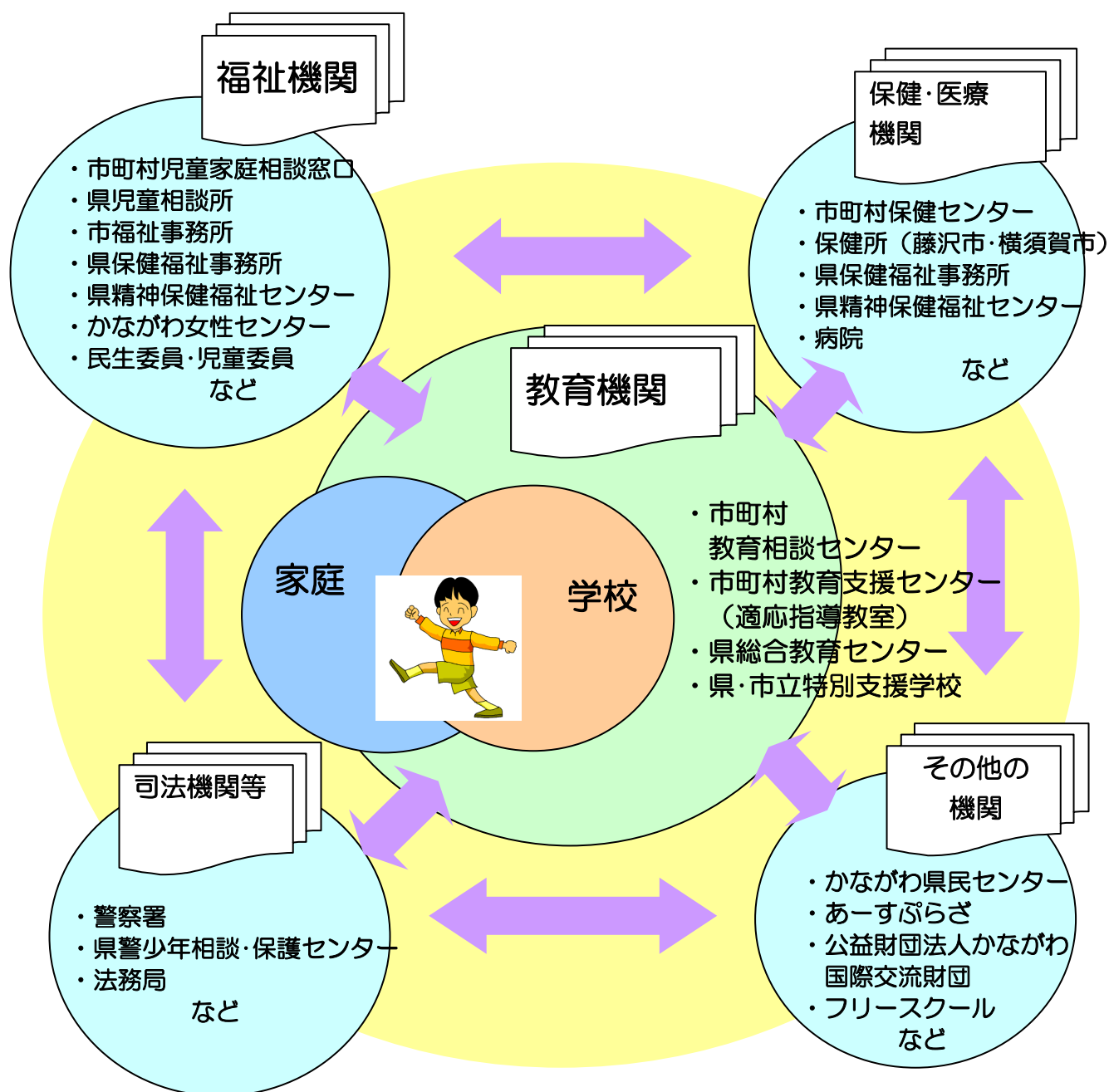
その後、紹介を受けた保護者から「総教 C に相談したい」という希望があり、つながった保護者に「学校と総教 C が情報を共有すること」について了解を得た。総教 C と連携し、専門的な見立てをもとに本人の指導・支援を行うこととした。

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任と学年担当が	本人に	すぐに	言葉とともに表やイラストを活用するなど、指示の方法を工夫する
総教Cが	本人に	来所時に	課題の分析と対応方法を見立てる
総教Cが	保護者に	来所時に	生育歴や家庭での様子を聞き取る
総教Cが	学校に	適時に	心理検査の結果と適切な支援方法について助言

○ 今後は教育Co.と総教C担当者が窓口となり、連絡調整・情報共有を行う。

○ 次回は約2週間後、心理検査の結果と、今後の対応について総教Cを交えたケース会議を開き協議することとした。

<学校が連携できる主な関係機関>



Ⅲ 未然防止に向けて

※ この資料は平成 23 年 3 月に発行し、平成 26 年 3 月及び平成 27 年 3 月に改訂しました。

すべての児童が充実した学校生活を送るために —「正常な学習活動ができなくなった学級の状況」調査結果から—

神奈川県教育委員会では、県内の公立小学校を対象に「正常な学習活動ができなくなった学級の状況」について調査をしています。この調査では、「正常な学習活動ができなくなった学級」とは「学級全体が、一定期間以上、集団としての学習規律を失い、正常な学習活動ができない状況にあったもの」としています。平成 25 年度の発生学級数は 214 学級で全学級数の 1.5%、そのうち 5、6 年次で 55%を占めています。1 年次から 6 年次までどの学年でも起こっています。すべての児童が充実した学校生活を送るために、あらためて学級の状況を点検し、よりよい学級づくりのための指導方法など、学級運営を改善するための取組みの充実が求められています。

I 学級の状況を点検してみましょう

● 学級にこんな状況は見られませんか？ 次の項目をチェックしてみましょう。

- 授業で質問しても挙手して答える児童が一部に限定されてきた
- 授業への参加意欲が著しく低下し、私語や手紙の回し合いなどが目立ってきた
- 教室に飾ってある児童の作品にいたずらがされるようになってきた
- 集会等でなかなか整列できなかつたり専科の授業でもだらしない雰囲気が目立ってきた
- 学級の公共物が壊され、使えない状態になった
- 学級の公共物が使いっぱなしの乱雑な状況になってきた
- 他の児童の失敗や欠点を笑ったりけなしたりするなど、まじめな行動を冷やかすような雰囲気になってきた
- チャイムを守るなどルールやマナーが守られず、だらしない雰囲気になってきた
- 当番活動等にグループで取り組めず、特定の児童に押し付けるようになってきた
- 教師の注意を引くための悪ふざけなど、試し行動に適切な対応ができなくなってきた
- 2～3人の小グループで固まり、対立などで学級全体の活動が妨げられるようになった
- 注意すると「私たちだけ怒るのはひいきだ」と言って反抗するようになってきた
- 教師の指導に反抗する児童が現れ、それを笑っている児童が多くなってきた
- 学校と保護者との関係が悪化し協力を求められない状況になってきた

出典：河村(1999)

平成 25 年度の調査結果によると、「正常な学習活動ができなくなった学級」で見られた状況として、上位にあげられたのが次の 6 項目です。（複数回答可としています） ※【 】内は平成 21 年度の数値

- ☆ チャイムを守るなどルールやマナーが守られず、だらしない雰囲気になってきた (89.7%)【81.5%】
- ☆ 授業への参加意欲が著しく低下し、私語や手紙の回し合いなどが目立ってきた (83.2%)【72.8%】
- ☆ 集会等でなかなか整列できなかつたり専科の授業でもだらしない雰囲気が目立ってきた(72.4%)【62.3%】
- ☆ 注意すると、「私たちだけ怒るのはひいきだ」と言って反抗するようになった (66.8%)【59.9%】
- ☆ 他の児童の失敗や欠点を笑ったりけなししたりするなど、まじめな行動を冷やかすような雰囲気になってきた (66.4%)【53.7%】
- ☆ 教師の注意を引くための悪ふざけなどの試し行動に適切な対応ができなかった。 (65.9%)【61.1%】

※ 中・高学年別では、上の項目の他に、次の項目が 50%を超える結果となりました。
 中学年では

- 学級の公共物が使いっぱなしの乱雑な状況になってきた (57.1%)
- 教師の指導に反抗する児童が現れ、それを笑っている児童が多くなってきた (52.4%)

高学年では

- 教師の指導に反抗する児童が現れ、それを笑っている児童が多くなってきた (72.6%)
- 授業で質問しても挙手して答える児童が一部に限定されてきた (67.5%)
- 学級の公共物が使いっぱなしの乱雑な状況になってきた (62.4%)
- 当番活動等にグループで取り組めず、特定の児童に押し付けるようになってきた (58.1%)

あなたの小学校では、お互いの学級の状況について、相談や指摘をしにくいということはありませんか？

☆印のある上位にあげられた 4 項目は、当該学級の担任だけでなく、周囲も気付くことのできる状況です。しかし、こうした状況が見られても、学級担任が気付いていない場合や、学級担任が責任を感じ一人で対応しようとして自分から周囲に協力を求めない場合があります。周りの教員が気付いていても声をかけにくい状況では、事態は進んでしまいます。日ごろから、校内でお互いの学級の様子に目を配り、情報交換や相談を重ねることで早期発見・早期対応が可能になります。

また、特に高学年などで一部に教科担任制を取り入れるなど、多くの目で学級の様子を把握し、チームで指導・支援する協力体制を工夫することが求められています。

「正常な学習活動ができなくなった学級」が発生した時期についての調査結果では、4～7月とともに9～12月にも「正常な学習活動ができなくなった学級」が多く出現しており、特に高学年では9～12月に出現する率の方が高くなっています。このことから、夏季休業前の学級の状況を学年集団で客観的に把握したうえで、9月からに向けて、その学級や児童の実態に合わせた運営方針や支援体制を改めて整える必要があると言えます。また、運動会の練習など、大きな行事の準備といった、児童も教員もストレスの高い状態がきっかけとなる場合があります。多くの視点で状況を把握し、チームで指導・支援を行うことが必要です。



Ⅱ よりよい学級づくりのため指導方法を工夫しましょう

- 学級を運営していく中で、日々どのような取組みを意識していますか？ 次の項目をチェックしてみましょう。

- 話し方や指示の出し方をやさしく丁寧にするように心がけている
- 話し方や指示の出し方を明確に簡潔にするように心がけている
- 一つの指示で一つの活動をさせ、最後までやりとげさせるようにしている
- 授業の展開が単調にならないよう工夫している
- 注意や叱責を短く簡潔にするようにしている
- 人間関係の緊張を軽減するレクリエーション等の取組みを行っている
- 休み時間等を使って児童とふれあい、人間関係づくりに努めている
- 学級のルールを確認し、定着させる取組みを行っている
- 児童一人ひとりが認められる場面を多く設定するようにしている
- 児童の努力の過程を具体的に褒め、褒めているところを他の児童に見せるようにしている
- 学級担任と児童とで学級づくりについての話し合いを持つようにしている

調査結果では、「正常な学習活動ができなくなった学級」で改善のために取り組んだことについて、上位にあげられたのが次の4項目です。(複数回答可としています)

- 学級のルールを確認し、定着させる取組を行った (81.3%)
- 話し方や指示の出し方を明確に簡潔にするよう改めた (68.7%)
- 授業の展開が単調にならないよう工夫に努めた (64.0%)
- 注意や叱責を短く簡潔にした (51.9%)

※ 低学年では、上記の項目の他に次の項目が50%を超えた結果となりました。

- 努力の過程を具体的に褒め、褒めているところを他の児童に見せた (52.9%)
- 休み時間等を使って児童とふれあい、人間関係づくりに努めた (52.9%)

高学年では

- 学級担任と児童とで話し合いを持ち新たな学級づくりへ再スタートを切った (53.8%)
- 人間関係の緊張を軽減するレクリエーション等の取組を行った (50.4%)

毎日の授業や学級生活の中で、子ども一人ひとりが認められる場面を多く設定するよう努めること、また、誰もが安心して自分の気持ちを表現することができるような共感的な人間関係をはぐくむことで、子ども一人ひとりが存在感を持ち、「心の居場所」となる学級づくりが可能となります。逆に、担任教諭の指示が明確でなく、子どもへの注意や叱責が多くなりがちである場合や、担任教諭の対応が管理的・画一的で、子どもと担任教諭との信頼関係の構築が難しい場合に、正常な学級運営が難しい状況となります。

Ⅲ 学校全体による取組みを充実させましょう

- 前年度までに児童に問題行動等が見られたなど、これからの学級運営に困難が予想される学級集団について、学校としてどのような取組みを意識していますか？ 次の項目をチェックしてみましょう。

- P T Aや地域ボランティア等の活用を図っている
- 学年や児童指導部等による検討会等を行っている
- 外部から講師や助言者を招いて検討会等を行っている
- 学級担任以外の教員と一部の授業を交換したり教科担任制にするなど複数の教員が授業に関わっている
- 学級に複数の教員が入り個別指導等で対応している
- 学級を小集団に分け複数の教員が指導に当たっている
- 保護者会を実施するなど状況を説明し協力のお願いをしている

調査結果では、「正常な学習活動ができなくなった学級」の改善のために取り組んだことについて、上位にあげられたのが次の3項目です。（複数回答可としています）

- 学級に複数の教員が入り個別指導等で対応した (91.6%)
- 学年集団や児童指導部等による検討会等を行った (81.8%)
- 学級担任以外の教員と一部の授業を交換したり教科担任制にするなど対応した (64.5%)

※ 上の3項目の他に、高学年では次の項目が50%を超えた結果となりました。

- 保護者会を実施するなど状況の説明と協力の要請を行った (59.0%)

また、調査結果から、「家庭環境の改善に向けた働きかけを要する児童」や「発達障害など支援教育の観点からの対応を要する児童」への適切な対応が必要であることがわかりました。これには関係機関との連携も含めたチームでの支援が必要です。なお、調査では「正常な学習活動ができなくなった学級」について連携した機関等は、次のような結果となりました。

- スクールカウンセラー等 (70.1%)
- 教育センター等、教育委員会 (41.6%)
- 児童相談所 (7.5%)
- 特別支援学校の地域支援部 (3.3%)
- 民生委員等の地域関係機関 (7.0%)
- 市町村の福祉部局 (2.3%)
- その他 (8.4%)

日ごろから担任ひとりが抱え込むのではなく、T、Tや一部に教科担任制を取り入れるなど、複数の教員が学級の状況を把握できるような体制を整え、学校組織としてチームでの対応ができるよう校内支援体制づくりを進める必要があります。また家庭環境等を含めた支援が大切であることから、教育相談コーディネーターを中心とした校内体制を整えるとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用するなど、より一層、関係機関との連携を図り、広い視野からの対応が求められます。

- 引用文献 河村茂雄 (1999) 「学級崩壊に学ぶー崩壊のメカニズムを絶つ教師の知識と技術」 誠信書房
参考文献 尾木直樹 (1999) 「学級崩壊」をどうみるか NHK ブックス
三上周治 (1999) 「学級崩壊！『荒れた学級』をどう“建て”直すか」 明治図書
小林正幸 (2001) 「学級再生」 講談社現代新書

IV 資料編

参考 URL

<教育相談・学習支援等に関する資料>

- ・「教育相談事例から考えるいじめとその対応」
総合教育センター 平成 19 年 4 月
<http://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ijimetaiou.pdf>
- ・「はじめようケース会議Q&A」
神奈川県立総合教育センター 平成 21 年 3 月
http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case_m.pdf
- ・「明日から使える支援のヒント～教育のユニバーサルデザインをめざして～」
神奈川県立総合教育センター 平成 22 年 3 月
<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/download/h21pdf/hint.pdf>
- ・「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」
神奈川県教育委員会 平成 24 年 6 月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420361/>

<関係機関との連携等に関する資料>

- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～
神奈川県教育委員会 平成 23 年 3 月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html>
- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」 2
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の充実に向けて～
「関係機関との連携支援モデル」
神奈川県教育委員会 平成 25 年 3 月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html>
- ・「関係機関との連携構築支援プログラム」 (第 3 版)
神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課 平成 26 年 6 月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f152/p463703.html>

- ・「協働支援チーム宣言」
自立活動教諭（専門職）とのチームアプローチによる支援が必要な子どもの教育の充実
神奈川県教育委員会 平成 22 年 3 月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6722/>
- ・「不登校児童・生徒の学校生活再開や将来の社会的自立に向けて」
神奈川県教育委員会 平成 26 年 4 月一部変更
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6692/p572031.html>

<いじめ対策サポート会議・神奈川県教育委員会作成資料>

- ・「学校のいじめ初期対応のポイント」
- ・「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」
- ・「保護者・地域の皆様へ いじめをしない させない 許さない！」
平成 25 年 3 月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470374/p657386.html>
- ・「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」
神奈川県教育委員会 平成 25 年 7 月
<http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p678341.html>

<問題行動等に関する資料>

- ・「登校支援のポイントと有効な手立て」
神奈川県教育委員会 平成 20 年 6 月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6692/p572710.html>
- ・ 湯河原町いじめに関する調査委員会「調査報告書」
平成 26 年 3 月 2 日
<http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/kyoiku/gaxtukoukyouiku/cyousaiinnkai/tousin.html>

<体罰防止に関する資料>

- ・「体罰防止ガイドライン」 「校内研修ツール」
神奈川県教育委員会 平成 25 年 7 月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480328/>